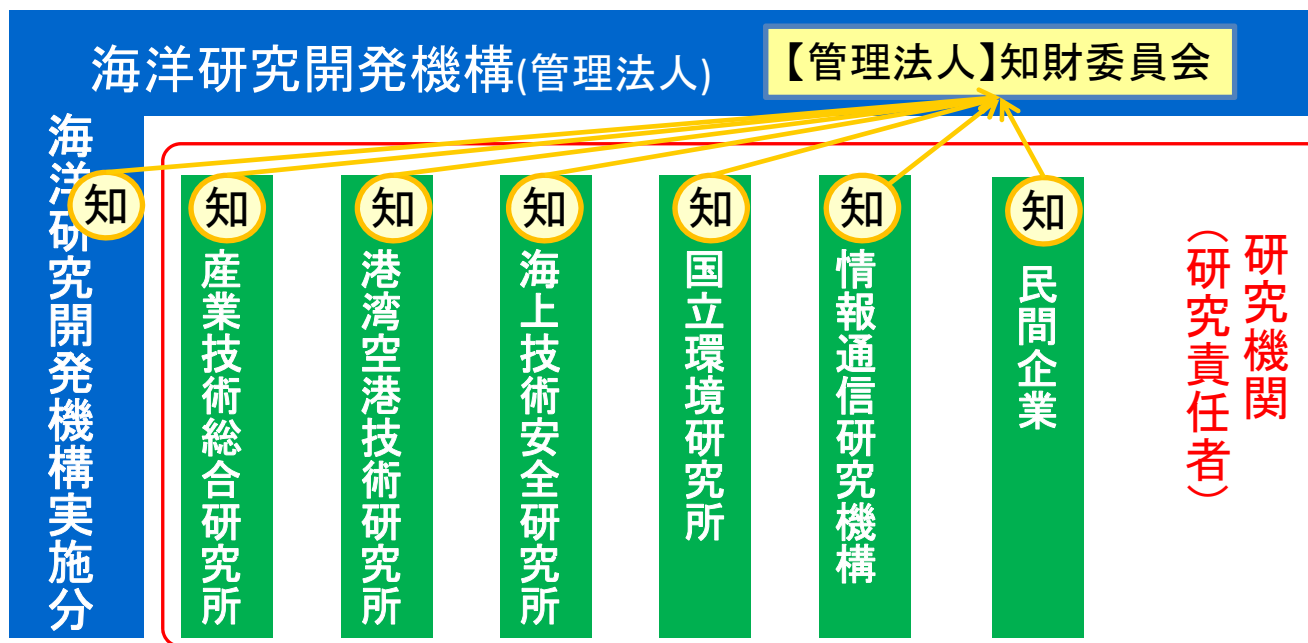


管理法人(機構)と各研究機関にそれぞれ知財委員会を置く。



【管理法人】知財委員会:

管理法人の海洋研究開発機構内に設置(新設)。委員はPDまたはPD代理人、各研究機関関係者、専門家等から構成。

【管理法人】知財委員会

課題全体の方針の調整と、情報の取りまとめ。
各研究機関の知財権の取扱いが、課題推進に支障がある場合の調整。
課題終了時の課題全体の知財権取扱いの協議。

【研究機関】知財委員会:

基本的に研究機関(委託先)が保有する知的財産権管轄部門の組織等を活用。(SIP用の委員会の新設は妨げない)
設置機関における知財権の取扱いは、原則として、「SIP運用指針」に記載された知財に関する事項に従う。

知 委員会構成者その他詳細事項は、設置機関にて定めることができる。

【研究機関】知財委員会の事務は、設置機関が行う。

手続きの詳細フロー等は引き続き検討を行う。